

居宅介護支援重要事項説明書

〈令和 年 月 日現在〉

1. 殿に対するサービス提供開始にあたり、老人介護支援センター事業わたらせが説明すべき重要事項は、次のとおりです。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

| | |
|----------|-------------------|
| 事業所名 | 老人介護支援センター事業 わたらせ |
| 所在地 | 茨城県古河市大山507-5 |
| 介護保険指定番号 | 居宅介護支援 0870400181 |
| サービス提供地域 | 古河市・久喜市・加須市・野木町 |

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

| | 資格 | 常勤 | 業務内容 |
|---------|-------|-----------|--------------------|
| 管理者 | 介護福祉士 | 1名 | 従業者の管理及び業務の管理 |
| 介護支援専門員 | 介護福祉士 | 1名 | 居宅サービス計画作成等の居宅介護支援 |
| 介護支援専門員 | 介護福祉士 | 非常勤 1名 | 居宅サービス計画作成等の居宅介護支援 |

(3) 営業時間

| |
|-----------------|
| 午前8時30分～午後5時30分 |
|-----------------|

※ 但し電話により24時間常時連絡が可能な体制とする。

3. 当事業所の運営方針

- (1) 要介護者が可能な限り、居宅で残存能力に応じ、自立した生活を営めるよう配慮して介護サービス計画を立案する。
- (2) 要介護者の心身の状況、環境に応じて本人・家族の選択に基づき適切な保健・医療サービス・福祉サービスが多様な事業者から総合的且つ効率的に提供されるよう、配慮する。
- (3) 要介護者の意思及び人格を尊重し、その立場に立って提供される指定居宅サービス等が、特定の種類・特定の居宅サービス事業者に不当に偏する事がないよう、公正中立に行う。
- (4) 市町村、他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設との連携に努める。

4. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- (1) 居宅介護支援提供開始に際して、確認事項の同意を得ます。被保険者証に記載されている要介護区分を踏まえて、心身の状況・家族の状況・本人、家族の意向を把握し、課題分析（全社協方式使用）するために面接を行います。
- (2) 居宅サービス計画の原案を作成し、利用者の希望を基礎とし作成したこと、当該指定居宅サービス等をケアプランに位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能である事も説明し、その種類・内容・利用料について利用者及び家族に説明し、文書により同意を得ます。
- (3) 居宅サービス計画作成後も、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況の把握を行います。

5. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

- ※ 保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額を頂き、当事業所からサービス提供書を発行致します。
このサービス提供証明書を後日、各市町村の窓口に出しますと、全額払い戻しを受けられます。

【 居宅介護支援費 I 】

(要介護1・2) 1086単位/月 (1単位は10,42円)

(要介護3・4・5) 1411単位/月

※以下、実施時に下記の料金が加算されます。

(居宅介護支援初回加算) 300単位

(居宅介護支援入院時情報連携加算) 250単位あるいは200単位

(居宅介護支援退院退所加算) 450単位～900単位

(居宅介護支援通院時情報連携加算) 50単位(1月につき)

(居宅介護支援緊急時等居宅カンファレンス加算) 200単位

(居宅介護支援ターミナルケアマネジメント加算) 400単位

※詳しくは別紙参照

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

(3) 解約料

利用者様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

6. 介護支援専門員の交代

(1) 利用者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合は、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他、交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対して交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(2) 事業者からの介護支援専門員の交代

事業者の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。その場合は、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

7. 主治の医師及び医療機関等との連携

事業所は利用者の主治の医師又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせていただきます。そのために、入院、受診時等には、当該事業所および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

(医療保険証、お薬手帳等に当該事業所の介護支援専門員の名刺を添付する等の対応をお願いします。)

8. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

9. ハラスメント対策

(1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

10. 質の高いマネジメントの提供

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者の説明を行います。

① 前6カ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合

② 前6カ月に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合

11. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに事務局において対応するとともに、保険者に報告するものとします。

1 2. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生や拡大を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修等の担当者を定め取り組みます。

1 3. 業務継続計画の策定

感染症や災害発生時においても、業務を継続、又は早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。

1 4. サービス内容に関する苦情

①当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります

担 当 介護老人福祉施設わたらせ 事務長 鈴木 貴浩
担 当 担当介護支援専門員
電 話 0 2 8 0 - 4 7 - 0 1 6 1

②その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます

区市町村名 古 河 市
担 当 福祉部高齢介護課（健康の駅1階）
電 話 0 2 8 0 - 9 2 - 4 9 2 1

区市町村名 久 喜 市
担 当 福祉部 介護福祉課
電 話 0 4 8 0 - 2 2 - 1 1 1 1

区市町村名 加 須 市
担 当 高齢者福祉課 介護保険担当
電 話 0 4 8 0 - 6 2 - 1 1 1 1

区市町村名 野 木 町
担 当 町民生活部健康福祉課 高齢対策係
電 話 0 2 8 0 - 5 7 - 4 1 7 3

茨城県国民健康保険団体連合会
担 当 介護保険課 介護保険苦情相談室
電 話 0 2 9 - 3 0 1 - 1 5 6 5

15. 当事業所の概要

〈事業者名〉 老人介護支援センター事業 わたらせ
〈管理者名〉 松島 直美
〈所在地〉 茨城県古河市大山507-5
〈電話番号〉 0280-47-0161

契約をする場合は、以下の確認をすること

〈サービス事業内容〉

- ・ 居宅サービス計画作成の支援・居宅サービス事業者等との連絡調整
- ・ 要介護・要支援認定の更新申請及び区分申請代行等必要な援助
- ・ 居宅介護支援に関する相談

令和 年 月 日

居宅介護支援・介護予防支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 茨城県古河市大山507-5

名称 老人介護支援センター事業 わたらせ 印

説明者

所属 老人介護支援センター事業 わたらせ

氏名 松島 直美 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

(利用者)

住 所

氏 名

印

(代理人)

住 所

氏 名

印